

### 第3回 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会 会議録

- 日時 令和4（2022）年7月6日（水）14時30分から16時40分まで
- 会場 栃木県総合文化センター第1会議室
- 出席者 【委員】  
望月委員長、日野委員、戸田委員、奥委員、毛塚委員、渡部委員、國谷委員、  
佐々木委員、松川委員、中村委員
- 【オブザーバー】  
大川栃木県高等学校長会会長、吉成栃木県高等学校体育連盟会長、新井栃木県高等学校体育連盟登山専門部長、小椋栃木県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長
- 【県】  
阿久澤教育長  
（知事部局）  
関根文書学事課課長補佐（総括）、鈴木危機管理課課長補佐、久保井自然環境課副主幹 ほか  
（教育委員会事務局）  
大森総務課長、松本学校安全課長、長高校教育課長、大牧スポーツ振興課長、  
細川総務主幹、岡村学校安全課主幹 ほか
- 議事・報告 (1) 前回までの議論等について  
(2) 学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正について  
(3) 登山のあり方の更なる検討について  
(4) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の実施状況について  
(5) 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の再編等について  
(6) 登山部の上位大会（関東大会、インターハイ）参加について  
(7) 高校生の登山実施状況及び顧問指導から専門家チーム指導への移行について  
(8) 登山の安全対策について
- その他 県高等学校体育連盟登山専門部編纂「高体連登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」について

\*\*\*\*\*

#### 1 開会

##### 【司会】

定刻となりましたので、これより第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を開会いたします。

はじめに、教育長阿久澤よりごあいさつ申し上げます。

#### 2 あいさつ

**【教育長】**

教育長の阿久澤です。

本日はお忙しい中、お暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

那須雪崩事故におきまして、8名の方々の尊い命と未来が失われたことは、痛恨の極みであり、あらためてご冥福をお祈りいたします。

本委員会は、那須雪崩事故の反省に立ち、高校生の登山のあり方や安全登山の実現に向けた検討を行う目的で令和元年に設置されたところでございますが、令和2年2月に第2回検討委員会を開催した後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今回が約2年5ヶ月ぶりの開催となりました。

県教育委員会は、那須雪崩事故以降、児童生徒の安全を守るため、学校安全体制の強化に取り組んでいるところであり、特に登山活動につきましては、様々な取組を進めて参りました。

実効性のある再発防止策を策定するため、本検討委員会で議論を前進させ、二度とこのような事故を起こすことがないよう取り組んで参りたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつの言葉いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**【司会】**

ここで、報道関係者の皆様に申し上げます。カメラの撮影はこれよりご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

ここからは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、望月委員長に議長をお願いいたします。

**3 議事・報告**

**【委員長】**

皆さんこんにちは。

暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本委員会の開催は、教育長が仰るように2年5ヶ月ぶりということで、ブランクがあったところですが、高校生の登山のあり方や安全対策について活発な議論をお願いできればと思っております。

それでは早速議題に入りたいと思います。

事務局より、議事・報告の(1)から説明をお願いします。

**【学校安全課長】**

学校安全課長の松本と申します。

私の方から、資料1-1前回までの議論等についてと資料1-2令和4年2月に開催予定だった本検討委員会資料等に関する主な意見・質問について説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

第1回検討委員会での総論としまして、学校活動における登山活動につきましては、教育的意義を有するものと認められるが、ほかの部活動と比較いたしまして特殊性や特異性を有するものであるということ、この特殊性・特異性に内在するリスクを極力排除することが大切であるということ、また、逆に排除ができないのであれば登山活動は行うべきではないという意見がございました。こうしたリスクを排除する一つの対応策をいたしまして、高度で専門的な知識や技術を有する外部人材の活用が有効であるというふうなお話もございました。

続いて、第2回検討委員会での主なご意見ですけれども、まず（1）として、教員の資質の向上や日常の部活動について、教員はリスクマネジメントを知らずに教育活動全般を行っているので、様々な講義、講習を3年ごとに実施して欲しいというご意見がありました。続きまして、山に行く前の部活動の段階のところでやるべきことを、もう1回整理することが大事であるというご意見があったところでございます。

（2）は、リスクを排除するための考え方といたしまして、山岳部の特殊性にあるリスクを排除するためには、教員に頼らない体制が必要であるというご意見がございました。

（3）として、3のあり方の検討でございませうけれども、現状下における対応として、登山アドバイザーの全数帯同が必要であり、これによりリスクの多くを排除できるという話がありました。また、中長期的対応といたしまして、学校教育活動とは異なる形態の山岳活動のあり方についても、運動部活動改革の全国的な動向等を踏まえながら、引き続き本検討委員会で検討していくことといたしました。

次の（4）ですが、新たな制度・とちぎモデルとして、県教委が専門家チームを立ち上げまして、その専門家チームが、企画から運営まで行う新しいシステムを構築すべきというような意見や、教員に頼らない制度、専門団体の資格を持った引率者による登山や登山計画の厳正な審査を行う「とちぎモデル」を構築すべきというご意見がございました。また、山岳部顧問を外部の専門家に任せ、その顧問が計画立案、引率、技術指導、担当教諭との連携を図ることが必要とのご意見があったところでございます。

続きまして、裏面でございませうけれども、（5）といたしまして、高体連に対し、問題点や反省・評価を加えた総括を行うべきとのご意見や、大田原高校に設置を予定していた慰霊碑について、御遺族の方と話し合い、他の慰霊碑等も参考にしながら、より良いものが作成できるよう関係者が努力するようにとのご意見をいただいたところでございます。

続いて、今回の第3回検討委員会での議題でございませうが、（1）現状下における対応といたしまして、学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正について、資料2により説明することといたしております。また、登山部の上位大会参加について、資料6により説明することとしております。

（2）の中長期的な対応といたしましては、登山のあり方の更なる検討について、資料3によりご説明いたします。

（3）のその他ですけれども、那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組について、資料5で説明いたします。

最後に、参考として記載していただきましたが、本検討委員会では、登山のあり方や安全登山の実現に向けた方策についてご意見をいただいておりますところですが、安全対策は本検討委員会の皆様のご意見を踏まえてこの会議で決定することとしております。

一方、登山計画審査会については、本検討委員会の意見を踏まえて決定された安全対策に基づき、個々の登山計画について、審査や助言を行っているものであります。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらは第3回検討委員会として開催予定だった令和4年2月の検討委員会の資料を参考に委員の皆様にお送りし、その資料に対していただいた主なご意見やご質問を抜粋し、事務局からの回答を記載したものです。

例えば、登山者10名について、引率者を1名としている根拠は何かというご質問がございましたが、こちらにつきましては、日本山岳ガイド協会の自然ガイド・登山ガイドにおけるガイド対顧客標準人

数比較表の比率を基に設定しております。

続いて、海外の高校生がどのように登山を学んでいるかといった質問がありました。回答としては、登山関係団体や大学関係者などに確認したところ、日本の部活動のような形態での登山活動は実施していないことや、学校等が主催する活動ではなくスポーツクラブなどが主催していること、登山活動の指導者はヨーロッパではマウンテンリーダーという資格を有しており、アメリカではAMGA公認の資格を有する指導者が対応し指導する場合があるとのことでありました。

その他にも様々なご意見等をいただいておりますけれども、本日の資料の中でお示しさせていただくほか、足りない部分がありましたら、ご確認いただければ回答させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 【委員長】

説明ありがとうございました。

これは報告事項ということですが、質問、意見があれば、お願いします。

よろしいですか。

ないということであれば、次の議事事項について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【スポーツ振興課長】

スポーツ振興課長の犬牧でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料2-1をご覧ください。学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正についての資料です。

1の現状及び課題として、県立学校が実施する登山活動の山行は、一般的な装備により実施可能なルートとし、山行を認めない難易度の高いルートは例示していますが、具体的な活動の範囲までは示しておりません。

また、登山アドバイザーについては、現行の基準に基づき、登山活動の全件に帯同させていますが、すべてのアドバイザーが有資格者ではなく、資格がなくても、登山経験に応じて、アドバイザーとすることがあるものとなっております。山の難易度や体力度に応じて、帯同するアドバイザーの資格基準を明確にするため、有識者から意見を聴取したところであります。

2の検討の方向性として、山のグレーディングに応じた、各県立学校の登山活動の可能な範囲を示し、山の難易度や体力度によって、活動可能な範囲を確認することとしました。栃木県山岳遭難防止対策協議会が作成した栃木県山のグレーディング及び他県作成の山のグレーディングを引用し、専門家の意見を踏まえ、山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲、資料の2-2でございますが、これを栃木県教育委員会が独自に作成いたしました。

また、登山アドバイザーの基準の改正については、各学校が実施する登山活動に、今までは有資格者ではないアドバイザーが一部帯同していましたが、今後は、すべて有資格者を帯同させることとしたいと考えております。

資料2-3、登山アドバイザー要件として定める山岳関係の資格で示した有資格者であれば、帯同が可能と考えました。このような考え方を基に、専門家の皆様方のご意見を伺ったところでございます。

3の専門家の皆様からのご意見ですが、学校の教育活動において、登山活動を計画する際、表の難易度Aから難易度Cの範囲にある山行で十分であり、難易度Dと難易度Eの山岳・コースを登山する

必要はないことや日本スポーツ協会公認コーチ1の資格を取得する際の受講科目の中に、登山医療、避難対策のほか、悪場の通過やロープワークなどの技術の習得が義務付けられており、能力・技量はガイドラインに定める登山実施の際のアドバイザーとして帯同可能であると考えたご意見をいただきました。

4の対応案として、山のグレーディングに応じた県立学校の活動の範囲、資料2-2でございますが、これを各県立学校が登山活動を計画する際の、登山活動ができる山の範囲の確認及び生徒の力量にあった山岳・コースの選定を検討するための参考資料とし、登山は技術的難易度AからCレベルの山とし、難易度DとEに該当する山岳・コースへの登山は行わず、また、表にない山岳・コースを申請することは可能であるが、登山計画審査会において審査する。また、登山アドバイザーの資格基準は、資料2-1の新旧対照表のとおり改正したいと考えております。

現在の基準では(6)の複数年の登山経験を有し、その山の特徴・危険箇所・山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者という基準があり、資格がない方でも帯同できているものを廃して、必ず有資格者を帯同する案としました。その際、(6)から、有資格者である日本スポーツ協会公認コーチ1を切り分けて、新しい資格基準としました。必ず有資格者を帯同させ、経験豊富な方というだけでなく、より明確な資格基準を明示する案としました。

続きまして、資料の2-2、山のグレーディングに応じた登山活動の範囲についてをご覧ください。先ほども申し上げましたが、資料の2-2は栃木県山岳遭難防止対策委員会が作成した、栃木県の山のグレーディング及び他県作成の山のグレーディングを引用し、専門家からのご意見を踏まえ、栃木県教育委員会が独自に作成した表となります。県外の山がいくつか記載がありますが、平成29年度以降に県立学校の登山部が行った県外山行で、他県のグレーディング表に記載のある山を掲載しております。

県立学校が登山活動を計画する際の、登山活動ができる山の範囲の確認及び生徒に力量に合った山岳・コースの選定を検討するための参考資料としたいと考えております。

技術的難易度AからCレベルの山への登山とし、難易度DとEに該当する山岳・コースへの登山は行わない。表にない山岳・ルートへの申請があったときは、登山計画審査会において厳正に審査をすることとしたいと考えております。

続きまして、資料の2-3、登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格についてですが、各学校は実施する登山活動に、この資料にあります登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格で示した有資格者が必ず帯同することとしたいと考えております。栃木県の高校生の登山活動は、表の一番上にある無積雪期の登山活動となります。登山アドバイザーの基準の改正については、現行の基準では無資格のアドバイザーが帯同するケースが一部ありましたが、今後は、各学校が実施する登山活動に、資料2-3の登山アドバイザーの要件として定める山岳関係の資格として示した有資格者が全件帯同することとしたいと考えます。私からの説明は以上でございます。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございます。

これは議事事項ですので、何を検討しなければいけないか整理しますと、資料2-1の「4 今後の対応案」ということでよろしいですか。

#### 【スポーツ振興課長】

はい、よろしく申し上げます。

**【委員長】**

そうすると、「4 今後の対応案」の(1)について、現状は、「1 現状と課題」の「(1) 学校活動における登山活動の範囲」として北アルプスの大キレットなど、具体的にいくつかのルートを行山を認めないものとして示していますが、新しい基準として、資料2-2の表の難易度AからCのルートを活動可とし、難易度DとEは活動不可とすることで、詳細な分類を示した。基準を変更したというよりは、内容を詳細に整理したと、このような理解でよいですか。

**【スポーツ振興課】**

はい、そのとおりです。

**【委員長】**

もう一つの議論は、「4 今後の対応案」の(2)ですが、登山アドバイザーの資格について、新旧対照表のとおり、従前の基準では第4条の(1)から(6)のいずれかの者であればよかったのを、新基準では(6)をすべてに共通しなければいけない要件として本文に組み込みました。もう一点は、従前の基準の(2)のスポーツ協会「公認コーチ2」の資格保有者を、新基準では「コーチ2」の要件が外れ、「公認コーチ」であればよくなったと、こういうことで良いでしょうか。

**【スポーツ振興課】**

はい。

**【委員長】**

スポーツ協会公認コーチ資格について、従前は「コーチ2」だったのを「コーチ1」でも可能とするというのは、要件を緩めているように思いますが、その根拠は何でしょうか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。日本スポーツ協会の公認コーチ1を取得する際の受講科目を確認しますと、登山医療・遭難対策のほか、悪場の通過・ロープワークなどの技術の習得が義務づけられております。これらの能力を身につけた者であれば、ガイドラインに定める登山実施の際のアドバイザーとして適正であると判断しました。無積雪期の一般登山道での登山でありますので、公認コーチ1の受講科目を習得していればアドバイザーを務めていただけるものと考えました。

**【委員長】**

他に質問はありますか。

**【奥委員】**

遺族委員の奥です。登山アドバイザーの資格基準の(1)についてですけども、新旧対照表で変更はないのですが、国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等について講師を務める者又は過去その経験がある者の必要性が私には理解できていないのと、実際にこの項目を運用する際はどうか

った事態を想定しているのかお答えいただきたいです。

**【スポーツ振興課長】**

はい。(1)につきましては、下にございますような講習を担当するような、そういった方々ですので、要件は満たしていると考えておりますが、委員のおっしゃるとおり、ルールの基準を超える方として掲載をしているところでございます。

**【委員長】**

(2)から(5)までの要件を持っていない(1)の方は想定しにくいのではないかと質問だと思うのですが、それともう一つは、従前の(1)の資格で、帯同していた方というのは現実にあるのかと、この二つだと思いますがいかがでしょうか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。(1)の方にこれまで帯同していただいたという例は今持ち合わせてございませんが、(2)から(5)に示す方と同等の技量があることは間違いないと理解しております。記載についてどうするかにつきましては、今後検討していきたいと思っております。

**【委員長】**

そのところもう少し突っ込んで説明できる方はいらっしゃいますか。

**【戸田委員】**

戸田でございます。補足として申し上げさせていただきますと、国立登山研修所は、現在は独立行政法人の日本スポーツ振興センターに移管されておりますが、実技指導やリスクマネジメントなど登山における必要な専門知識や技術をもった方が講師を務めております。そういった方はそんなに数は多くないですが、十分資質は備えているだろうということで、アドバイザーとして認めていると、そういうことだろうと思います。

**【委員長】**

そうすれば、(1)の方は(2)から(5)の方より高い技能を持っているということだろうとは思いますが、このところは次回もう少し丁寧な説明ができるようにしておいていただけますか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。分かりました。

**【委員長】**

その他に質問、意見はありますか。

**【毛塚委員】**

毛塚です。直接議題の対象にはなっていないかもしれませんが、自分の中でうまく整理できていないのでお聞きします。

この資料2-1と2-2というのは、実際にどのような手順で適用されるのでしょうか。通常ガイドラインがあって、ガイドラインの中に派遣要綱があるんですけども、これはガイドラインの中に入ってくるものなのであって、今回はただ基準の改定を出しただけで、どのように結果を実際の登山部の活動に適用させるのでしょうか。そこの説明がなかったと思います。これは単なる基準の改定で、旧基準はガイドラインの派遣実施要綱の中にあるので、そこは分かるのですが、それ以外はまだ何も決まっていないという認識なのですが、これは新たな基準を決めてガイドラインに載せるということなのでしょうか。それとも違うのでしょうか。よく位置づけが分からなかったです。

**【委員長】**

はい。ありがとうございます。

これは事務局で答弁いただきたいのですが、私の手元の前回の資料、令和2年2月17日の議論で、登山アドバイザー要件として定める山岳関係の資格についてとして提案があったようですので、その内容も踏まえてお答えをお願いします。

**【スポーツ振興課長】**

はい。これまでですね、資格がない方でもその経験に応じて、アドバイザーとして帯同していただいたという例がございましたが、今回の改正におきましては、すべて資格を持った方を今後アドバイザーとして派遣をしていきたいと考えております。

**【毛塚委員】**

すいません。ということは、資料2-1の新旧対照表だけがいきってくるということでしょうか。私の理解が違うのでしょうか。

要するにこれは表に出て行くものではないのですね。資料2-2と2-3については、これは学校には出て行かない。

**【スポーツ振興課長】**

今回、初めて提案させていただくものになりまして、これについてご意見をいただければと考えたところでございます。

**【毛塚委員】**

それはどういうふうにするかということを説明していただかないと、こういう基準の改定をしますよっていうだけでなく、それを実際の山岳部に示して、ガイドラインの中に入るのかとか、そういう説明がないと、単なる基準の改定を教育委員会の中でやったというだけで。私の中では有資格者だけがアドバイザーになると、それだけに聞こえるんですが。

**【スポーツ振興課長】**

はい。今回、この基準の改正をご承認いただいた後、各学校でその要件に従って、登山を行っていただくということで、ガイドラインに載せていくということで考えております。

**【毛塚委員】**



ガイドラインに載せる基準の改定という位置付けでよいのですね。

【スポーツ振興課長】

はい。言葉足らずで申し訳ありません。

【委員長】

今の答えで整理つきましたか。

【毛塚委員】

ガイドラインを持ってきたんですが、ここに今の内容が反映されると理解したんですが。

【スポーツ振興課長】

新たにガイドラインに内容を反映させるものと考えております。

【毛塚委員】

ガイドラインの計画に載っていかないと意味をなさないと思うので、今のお答えで、ガイドラインに載せるということで理解をしました。

【スポーツ振興課長】

はい。載せていくように考えています。

【委員長】

まず、実施要綱というのはちゃんと県の文書としてあるのですね。

【スポーツ振興課長】

はい。

【委員長】

実施要綱の中の、いろんな条項がある中で4条というのがアドバイザーの条項で、前回のこの会議もそれについては、この新旧対照表の旧のほうで提案があって、承認されているという経過がありますが、その内容については、単に実施要綱という文書だけじゃなくて、今、質問があったように、ガイドラインの方に、当然その内容は反映していくという答弁だったとこういう理解でいいですか。

【スポーツ振興課長】

実施要綱といいますか、いわゆる登山計画作成のためのガイドラインというものがございまして、そちらに載せていくというふうに考えております。

【委員長】

実施要綱とガイドラインというのは、名称が違いますが、同じものでしょうか。

**【スポーツ振興課長】**

登山アドバイザーの実施要綱は別にあります。登山計画作成のためのガイドラインというものがあまして、それをガイドラインと呼んでおります。

**【委員長】**

すいません。分かりづらいので、どなたか補足してください。

**【中村委員】**

中村です。

今、委員長のおっしゃったことについて、もともと登山計画作成のためのガイドラインを平成30年12月に作成してありまして、その中に、参考資料として登山アドバイザー派遣事業実施要綱を載せておりました。その実施要綱の中でアドバイザーの基準を第4条として定めていたところです。その後、令和2年3月にこのガイドラインの改訂版を作りまして、そのガイドラインの中でも、別途定める基準を満たす者を登山アドバイザーとして帯同させるものとするという文言がございます。ガイドラインの中に、別途定める基準を満たす者として、アドバイザーの基準を記載するのが適切かと思っております。

**【毛塚】**

もう一点聞きたいんですが、山のグレーディングはどこに記載されるのですか。

今のはアドバイザーの新しい要件を実施要綱上に反映させるという説明だったと思いますが、山のグレーディングというのはどこにどのように反映させるということなんでしょうか。

**【委員長】**

登山アドバイザーの質問についてはクリアして、グレーディングの質問に移ってよろしいですか。

**【毛塚委員】**

この扱いについて質問しているのですが、この基準の改定というのはどういう位置付けでやっているのかがわからないんです。位置付けというか、これをどう反映させるのかがよく見えないので。

**【委員長】**

グレーディングというのはどのように適用させるのでしょうか。

**【スポーツ振興課長】**

グレーディングも併せて登山計画作成のためのガイドラインに載せたいと考えております。

**【委員長】**

アドバイザーの資格もグレーディングも最終的にはガイドラインに載るという理解でよろしいですか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。

**【毛塚委員】**

分かりました。

**【委員長】**

他には質問・意見等ありますか。

**【奥委員】**

遺族の奥です。

グレーディングについて、ガイドラインに難易度ABCのみが対象になりますと記載されるということによろしいですか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。そうでございます。

**【奥委員】**

2月にいただいた資料だと、登る山の範囲が決まっていない中で資格基準だけが改定させる、とあったので、セットじゃないとおかしいという意見をさせていただいたので、今回答えていただいたのかと思いました。難易度Cまでしか行きませんということを明確にどこかしらに謳っていただかないと、制度設計としては成り立っていないと思いますので、是非そのようにお願いします。

それと、難易度をCまでとしたのは、高校生の登山として妥当なのかどうか、そこがもう一つ理解できていないので、関係者などのコメントをいただきたいというのと、あと、難易度Cまでしか行かないから関係者の資格というのはコーチ1などの基準としていると、そういう制度設計をしているということによろしいでしょうか。

**【委員長】**

今3点質問があって、まずグレーディングのCまでが可能かという、資料2-2の上の四角囲みの2に記載している内容のことだと思います。

2つ目がAからCが高校生として相当なのかということと、3点目がアドバイザーの資格の根拠とかエビデンスということですが、事務局からご説明できますか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。まず1点目については、資料2-2の表の活用方法のところに記載のとおりでございまして、これを後ろに掲載することで難易度Cまでしか認めないと、そういうことを明記したいと考えております。

また、AからCの山が適切かということにつきましては、専門家の方に意見を聞きまして、AからCの山であれば妥当ではないかと意見をいただいたところです。

また、コーチ1で大丈夫かということにつきましては、高校生の登山が無積雪期の通常のコースの登山であるということ踏まえまして、コーチ1を取得する際の受講内容で妥当と判断して提案しているところでございます。

**【委員長】**

他に質問ございますか。

**【毛塚委員】**

毛塚です。

先ほどの資料1-1の参考というところに、登山計画審査会是个々の登山計画の審査などを行うということで、基準となるのはこの検討委員会の意見を踏まえて決めるという説明があったと思うのですが、お願いなんです、過去の登山計画審査会を見ると、例えば県教育委員会から昭和41年に出た通知は、遺族から見ると全く登山計画審査会の中で基準として考えていない。スポーツ庁から出た冬山登山の原則禁止の通達についても、登山計画審査会の中で基準として議論されたというのは思っていないんです。なぜかという、その年の12月に、県立高校の二つの学校が冬山登山である白根山の登山に承認されて行っているんです。そうすると、こういうものがきちんと登山計画審査会の中で反映された審査をされるのかというのが心配です。今までの私の印象からすると、登山計画審査会はそういう通達があってもほとんどそれを基準として採用していないという感じがしますので、是非それはガイドラインと登山計画審査会に反映されるものにしてほしいというお願いです。

**【学校安全課長】**

学校安全課の松本です。

毛塚委員のおっしゃるとおり、過去にそういったことがあったというご批判はしっかり受け止めなければいけないと思っています。

冒頭で私がお説明差し上げましたけれども、本検討委員会は、今後事故がないようにということで様々な取組を検討していく場、或いは、今までになかった安全対策を検討する場として設けられましたので、ここで決定した内容を踏まえまして、登山計画審査会で計画審査をしていきたいと考えています。

**【委員長】**

ありがとうございます。

従前はいろいろ問題があったという認識のもとに、さらにガイドラインを細かくしたというのが今回の提案かと思いますが、他にご意見などはございますか。よろしいですか。そうすれば、今回の提案については、従前の基準を更に細かくして、毛塚委員からご指摘あったような、結果として裁量に任されて不適當な運用にならないようにということ踏まえまして、提案どおりでよろしいでしょうか。

それでは続いてですね、議事の3の登山のあり方の更なる検討についての議論に移ります。事務局から説明をお願いします。

**【スポーツ振興課長】**

引き続き、スポーツ振興課から説明させていただきます。

それでは資料3、パワーポイントを紙にしたものですが、そちらをご覧ください。

登山のあり方の更なる検討についてご説明いたします。お捲りいただきまして、1のリスク排除の視

点と提言でございます。

前回までの委員会の議論で、これらのリスク排除の視点があり、委員の皆様から提言がございました。今回の委員会ではそれらについて案を提示させていただいております。皆様からのご意見を踏まえ、今後の安全な登山の取組みに反映させていただきたいと考えております。

続いて、2①をご覧ください。部活動改革を巡る動きとしましては、国では、学校における働き方改革に関する緊急対策が平成29年に出されました。その中で、①活動指導員や外部人材を積極的に参画させること、②大会・コンクール等への関係規定の改正等の要請、③将来的には部活動を学校単位取組から地域単位の取組にし学校以外が担うことを検討するなどが示されました。

続いて2②をご覧ください。その後、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが出されました。長期的には、①従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築、②学校単位の運動部活動に代わるスポーツ活動の機会を確保・充実方策を検討する必要性、③各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒の発掘・育成の仕組みの確立に向けた取組というものが示されました。

続きまして、2③をご覧ください。さらに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革で、休日の部活動の段階的な地域移行を推進するため実践研究を行うこととなりました。

続きまして、2④をご覧ください。運動部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目指して、有識者や自治体、スポーツ関係者等を委員とする検討会議が設置され、運動部活動の地域における受け皿の整備方策等が議論され、令和4年6月に提言が出されました。主な提言の内容としましては、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、目標時期については令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とする、平日の運動部活動の地域はできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況を確認し更なる改革を推進していく、地域におけるスポーツ機会の確保・生徒の多様なニーズに合った活動の確保に着実に取り組む、地域のスポーツ団体と学校との協働の推進などがございます。

2⑤をご覧ください。栃木県におきましては、運動部活動のあり方に関する方針を平成30年度に示していたところでございます。

2⑥をご覧ください。市町立学校活動指導員配置事業でありますとか、県立学校部活動指導員配置事業、部活動指導員バンクの設置を行っているところでございます。

続きまして3をご覧ください。本県の登山部活動の現状でございます。現状は以下のような状況であると考えております。ハイキングのように楽しむものからいろいろな山に登りたい・大会等に参加しないなど生徒のニーズが多様になったこと。また、登山部や部員数の減少、登山経験を有している教員が少ないなど、状況や環境が変化しております。

4をご覧ください。そこで提案でございますが、本県の高校生の登山のあり方の大きな方向性として、高校生の多様なニーズを踏まえた登山活動が安全に実施できる環境の構築を目指すこととしたいと考えております。

5をご覧ください。取組のイメージでございますが、これまでと今後の取組の内容を記載したものになります。学校部活動として行っている現在と、今後地域における活動に移行していく流れ、それに伴う取組例を示してあります。

続いて6をご覧ください。いくつかの例示を示させていただいておりますが、まず例①は部活動指導員の活用でございます。メリットとしましては、平日から部活動指導員の指導を受けることで知識

や技術の習得・安全指導の充実が見込まれることが期待されます。課題としましては、平日から指導ができる部活動指導員の確保でございます。

続いて例②をご覧ください。複数校での合同部活動登山でございます。現在、学校の部員数が少ない学校がございます。登山経験の少ない教員が顧問をしている学校もございます。そのような課題を持った学校同士が合同で登山を行うことで課題を解決できると考えています。また、安全対策を共有することで安全面の充実にも繋がります。さらに、大会がなくなった生徒にとっても活動できる場となります。登山アドバイザーは帯同いたしますので、そういった意味でも安全な登山は実施できると考えております。課題は、複数の学校が合同で行いますので、学校間の連携が課題となると考えております。

続きまして7をご覧ください。ここからは地域における登山活動例でございます。例③の山岳会や総合型クラブとの交流登山でございますが、県教委が関係団体と連携して、地域の団体を学校に紹介し、合同で登山を実施する交流登山でございます。これは、部活動としての参加であったり、場合によっては個人での参加となります。参加の方法によって責任の所在が変わって参ります。受け皿となる団体の確保が課題と考えております。

続きましては例④をご覧ください。既存の山岳会や総合型クラブに個人で参加し、登山活動を行う例になります。これは部活動ではなく、個人での参加ということになります。

続いて、例⑤をご覧ください。高校生年代登山のクラブ化でございます。山岳団体に個人で加盟し、有識者による指導の下、クラブ活動を行う例になります。これにつきましても個人の参加ということになります。

最後の8をご覧ください。県主催の登山活動例になります。例⑥の県と山岳連盟との共催の登山になります。高校生年代の子供が複数集まりまして有識者指導の下、登山活動を行う例になります。個人としての参加となります。効果が期待できる反面、課題も多く、県の連盟や各学校との連携が必要になります。

以上、いくつかの取組例を示しましたが、どの取組がいいとか悪いとか、どれかに絞るということではなくて、様々な登山活動を提供する必要があると考えております。委員の皆様からご意見をいただきまして、今後の取組に反映できればということで提案させていただきました。県教育委員会では県山岳・スポーツクライミング連盟や総合型クラブなどの関係団体と連携して、高校生の受け入れの体制やニーズに合わせて対応できる環境の構築に努めて参りたいと考えています。ご意見をお願いします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。議論の整理ですが、国の方で、6月6日ですけれども、運動部活動の地域移行に関する提言がありまして、そもそもの部活動のあり方自体が大きく変革をしてくると。学校から地域へ・教員から外部指導員へというふうに。この流れの中で、どういうふうに検討していきましようかと、ここが出発点になる。

これは議事ということになってはいますが、どの部分を確認したいという主旨なのか、そこを明確にさせていただきますか。

#### 【スポーツ振興課長】

はい、失礼いたしました。

今のような流れでございまして、ご協議いただきたいところにつきましては、10ページ、4の本県高校生登山のあり方の方向性として、これを委員の皆様にお認めいただきまして、その後にお示した様々な取組の形については、お気づきの点があればご意見をいただきたいと考えております。

**【委員長】**

そうすると、確認をして欲しいというのは資料3のスライド10枚目、「4 本県高校生の登山のあり方の方向性(案)」に記載された「高校生の多様なニーズを踏まえた登山活動が安全に実施できる環境の構築を目指す。」という3行ということなのですが、おそらくこの3行自体には異論があると思えないんですが、この中身についてはこれから議論したいということなんですね。

**【スポーツ振興課長】**

はい。そうでございます。

**【委員長】**

では、せっかくの機会ですから、その中身についても踏み込んで意見交換をしたいと、具体的な取組例は意見交換のレベルであって、議事ではない。こういう理解でいいですか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。

**【委員長】**

分かりました。事前に毛塚委員と奥委員から資料が出ておりまして、進行の順番を考えたいんですが、毛塚委員と奥委員の提案も具体的な今後の部活動のあり方の内容となってまして、一緒に議論した方がよからうということを事務局と調整しましたので、ここで内容の説明をしていただければと思います。

毛塚委員の内容は資料7、奥委員は資料8ということですので、お願いします。

**【毛塚委員】**

それでは、説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

左上に記載していますが、この資料は、資料1と資料2に分かれていまして、資料1の方から説明します。

資料1、この資料はですね、県教育委員会から出していただいた資料を基に私の方でまとめたものになります。ですので、若干県が公表している資料と違うところがあるかもしれませんが、大方は一致しているのかなと思います。

1のところを見ていただくと、これは登山部として実際に登山活動を行っている学校の数です。52校の学校は登山部ありませんし、活動もしていない。実際に登山活動を行っているのは9校です。ところが今回資料をいただいたものを見ると、7校に減っています。高等学校全体の数からすると、11%ぐらいの学校、登山部そのものがすべての学校にあるようなものではなく、非常に限られた学校にしかない部活動になっているということです。右側はそれと同じものです。登山部がある学校は14校ありますが、実際に活動しているのは9校ですよということです。昭和60年のころは、31校あった

んですね。それと比べると、4分の1弱ぐらいまでに減少している、非常に少なくなっているという現状があります。2のところは、実際の登山回数、延べ回数ですね。これは当然登山部の数が減っている、延べ回数も減っているということです。3です。各学校の校外での登山の回数です。一番多いところが8回、一番少ないところ、0回を除くと2回ということで、平均すると、4.2回です。1年間に校外に出て行って活動するのは、平均4回ぐらいしかない。次のページの6にあるんですけども、だいたい春山登山や新入生歓迎登山というのをやって、夏山合宿登山をやって、秋山登山をやって、その他の登山がだいたい各学校1回ぐらいある、それで年4回ぐらいですので、1年生部員は1～2回の登山の後には夏山合宿に入ると、こういう状態で行われているのが現状だと思います。

4. 2回しか実際の山に行かないで、実際に先生方も同じぐらいしか山に入らない。こういう中で実際の山の指導・危機管理というのはどうやっているかというのが非常に大きな問題ではないかと。

次のページの4のところです。これは、同じ山に登っているかということのを調べたんですけども、古賀志山に2回、太平山に2回とありますが、それ以外はすべて1回、すなわち1年間で各学校に登っている山というのは、1回しか登らないということです。同じ山に複数回登るというのはほとんどない。とすると、下見の問題やいろいろな問題を考えたときに、それぞれの先生がやらなければいけないことが非常に多くなると思っています。

5番目です。実際に宿泊を伴うものがぐらいあるかということですけども、日帰り登山が6割です。宿泊登山が4割です。3泊4日というのが1校だけありました。グラフの中に令和3年と書いてありますけども、令和3年は100%日帰りでした。コロナの問題もあって、宿泊を伴うものができなかったということもあるんでしょうけども、日帰りをメインとした登山活動を高校生はやっているということです。

次の7です。ちょっと表が見にくいですけど、参加人数と指導者の数を表したものです。大小山と大坊山ですね、ここで30名を4名の先生が連れて行くと、これが一番大きなチームですね。一方、古賀志山には3名に2名の先生が付いている。同じ高等学校の登山部活動でありますけども、30名を4名の先生が連れて行くというような登山もありますし、3名の生徒を2名の指導員が連れて行く登山もある。非常に格差があるんです。

実際に現場で緊急事態が起きたときに、30名の生徒を4名の先生が連れて行って、その中の1名の先生が生徒と一緒にけがをしてしまったとき、本当に対応は可能なのかという疑問があります。10名に1人付けるとガイドラインで決めていると思うんですけども、その中にアドバイザーも付いていることになりましたが、最悪の事態に対応できるかというのが学校によってだいぶ差があるということになっています。

8番目は、男子校3校と女子校3校が合同登山を実施している。先ほど例として出ていましたが、合同登山は既に男子校と女子校でやっています。ただ、令和4年、真岡女子校は廃部となりましたので、実際にやれるのは宇都宮高校と宇都宮女子校、栃木高校と栃木女子校という形ですね。

9番目です。先生方の顧問歴です。令和元年度の顧問歴を見ますと新人が13名、5年以下の人が12名、これだけで全体の68%になります。顧問の7割弱が引率要件を満たしていないという状況の中で実施をされています。令和4年を見ても、新任顧問が3人、満1年から5年が11人ということで同じような割合になっています。右側の表は、ガイドラインの引率要件、満5年以上の者が配置されている学校と配置されていない学校になりますが、満たす者が配置されているのが8校、配置されていないのが4校なんです。すなわち、4つの学校は引率要件を満たす顧問がいないという状況です。令和4年は引率要件を満たす顧問が配置されている学校は4校、満たしていない学校が2校になりま



す。

次のページをご覧ください。資料2です。1のところは先ほどの説明とだぶりますので、省略します。

2の説明に入ります。高体連が、この後も資料としてありますけれども、山域に入っただけの大会は今後実施しないという方向を、昨年7月1日に発表いたしました。背景として挙げているものは、次のようなものです。多様化する各校の登山関係の部活動への対応、安全確保をより重視した活動の展開、現在の専門委員の陣容で実施できる事業展開、部活動改革の動向への対応、そういうところです。

登山専門部は、県内の顧問の先生方の集まりですけれども、大会であったり講習会であったりを山でやることは、基本的に難しいという結論を出したんですね。顧問の先生の集団が難しいと言っているとすれば、個別の学校の先生がそれを行うのはもっと大変だと思います。

小括です。県内高校の生徒数、学級数、教員数が減少し、登山部も設置学校数、部員数、登山活動回数が年々縮小しています。令和4年には4つの登山部が廃部になり、現在活動している登山部は6校になりました。衰退と言っているくらいです。登山部活動が一部の学校になっていく中で、経験豊富な顧問の配置が難しくなり、新任顧問に研修と経験を積み、引率要件を満たす顧問の養成を続けているのが現状であるかと思っています。

それから、スポーツクライミングなど生徒のニーズが多様化する中で、教員に研修を積み、安全性や専門性を高める現在の顧問指導システムは、非常に困難な状況になっているのではないかとというのが私の意見です。ですので、より安全でより専門性のある活動を提供していくためには、登山専門部の先生方だけでなく、外部専門家を入れて、優れた専門性を持つ組織や団体との連携、融合、もしくは先ほど県から説明があったように社会体育化など、そういう方向に向かっていくことが考えられるのではないかと。

どの段階においても顧問の先生方の指導から、外部の指導者に移すというのは大きな転換ですので、環境整備などが非常に重要になってくると考えていますし、それは学校単独では行うことができませんので、県教委のリーダーシップは不可欠であろうと思います。

そして、私の意見としては、顧問の先生による指導から、高い安全性と専門性を持つ専門家チームによる指導へと移行していく、そのためのモデル事業を展開してはどうかということです。一気に移行することは難しいと思いますので、モデル事業を行うことによって、関係団体などとの連携も深まっていくわけですから、モデル事業をやっていただくのはどうかと思っています。県がある程度中心になって、関係団体等へ事業を委託する、お金も県が出してやってもらうということも考えられますし、徐々にそういう団体が自立していくということも考えられますが、すぐには難しいと思っていますので、モデル事業の中には、県内の関係団体や大学等との連携もできるのであれば、そういうやり方もある。もしくは、全国の登山関係団体から専門家を集めて行くと、栃木県はそういう形でやるということをモデル事業としてやっていく。そのモデル事業の報告をきちんとしていただいて、今後は専門家チームである程度の期間を、県北・県央・県南、どのような形になるか分かりませんが、希望する生徒に提供していく。顧問の先生方がどのような関わり方をするのかというのは、このモデル事業の中で検討していかないと、先ほど申し上げましたように、学校中心の部活動から地域における活動へと変わっていくわけですから、先生方の関わり方とか、事故が起きた場合の責任を誰が持つかということもきちんと整理しないとだめなんだろうと思いますので、私の意見は、専門家チームによる指導のモデル事業を実施いただけないかというお願いです。以上です。

### 【委員長】

ありがとうございました。

毛塚委員の報告は、今いろいろな議論がまさにされているところです。高校では、運動部活動の加入率は増加しておりまして、これを競技別に比較するとおもしろい傾向があります。30年間で比較すると、バスケットボール・サッカー・野球といったメジャーな競技は人気が高く加入率も増加している。一方で、男子ラグビーは47%、男子柔道にいたっては33%と加入率が減少し、不人気である。なぜこういうことが起こっているかという、安全に欠けていると思われる。これが競技団体の役員の印象のようです。競技によっては不人気で消滅してしまうと考えるのか、あるいは普及振興のためにどのような対策取るのかというのは、スポーツ団体ごとに違いますけれど、今回の毛塚委員の提案はかなり踏み込んだ提案だろうと思います。ちなみに山岳を紹介しますと、全国では男子で71%、女子で84%と、ここ30年で加入率は減っております。ラグビーや柔道ほどじゃありませんけれども、やっぱり減っています。更に、全国と栃木県を比べると、これは20年間の比較になりますが、男子で言えば加入率は全国平均の半分です。こういった状況の中で、栃木県の山岳をどうしていくかというのは、まさに高体連専門部の仕事だろうと思いますが、毛塚さんが代わって詳細な分析や報告をしていただいたということで、貴重なご意見でした。

さて、次に奥さんからの報告をお願いします。

### 【奥委員】

遺族の奥です。

登山の安全対策のあり方とその決め方について意見がありますので、述べさせていただきます。

私の考える安全対策のあるべき姿は、根拠の明確な基準とルールの策定し、その基準とルールに基づいた安全対策を実施すべきだと考えています。その安全対策を表した登山計画を審査・チェックし、その結果を公開・発信する、このフローを繰り返していくことで安全が確保されると考えております。

安全対策の変遷につきまして、登山計画の審査・引率者の専門性・雪山への登山・情報公開という項目について、事故前・事故発生時・現状ということで変遷を述べさせていただきます。

登山計画の審査につきましては、事故前は、標高1,500メートル以上の山への登山が審査対象となり、高体連主催の講習は除外されておりました。ですので、事故が起きた講習会は審査しなかったと、これが事故発生の大きな要因であったと思います。なので、事故後は高体連主催の講習も審査対象とするということになりました。ただ、標高1,500メートル以上という基準は、事故も変わることがなかったもので、那須雪崩事故は標高1,500メートル以下の箇所で行われているということもあり、そういったことを指摘させていただき、現状はすべての山を審査対象としていただいております。

引率者の専門性については、事故前は規定はありませんでした。なので、事故後には顧問歴5年以上の顧問教諭を配置するというのと、登山アドバイザー派遣という制度を作っていただきました。ただ、登山アドバイザーにつきましては、県内のグレードの高い山へのみの派遣となっておりますので、事実上は有名無実化しているような、そんな制度だと、私たちは認識していました。ですので、その点を顧問歴が長く、登山歴も30年以上の教員が事故を引き起こしたということもあり、教員だけの引率はなかなか難しいだろうということで、すべての登山に登山アドバイザーを派遣するように、我々遺族の方から要望させていただき、そのような対応を取っていただきました。

雪山への登山についても、特に事故前は制限はなかった、審査しますが制限はなかった、ルールとして降雪中とその翌日は行動中止のことというのがあっただけなんですけど、そういったルールを

無視し、かなりの降雪があった中で講習を強行し、事故は発生しました。それを受け、雪上活動は禁止というふうに対策をしていただきました。ただ、低山で積雪期にない16カ所の山については冬期の登山を許可し、残雪及び雪渓を含むルートについては山行を認めるとされています。

情報公開につきましては、事故前は特に規定はなかったと思います。そのため、2010年の那須雪崩事故の前の7年前の事故ってというのは隠蔽され、それによって事故が発生したというふうに認識しております。そして、事故後の対策についても、特に規定はなかったと認識していますが、これについても、我々の方から要望させていただき、ホームページ上で、計画審査の結果、山行の結果を提示していただくようにしております。

事故後に策定された対策につきましては、安全に関する基準がなかったりして、数多く問題があったと思っております。ただ、我々の方からいろいろ要望させていただき、今、5年後としては進捗はまだ芳しくないなと思っておりますが、方向性は正しいものであると感じています。しかし、まだ相変わらず根拠は明確にされないまま決定されたような基準がありますので、これからも監視して、見守っていかなければいけないと思っております。

ちょっと細かいところですが一つ一つ、決定の経緯を述べさせていただきます。登山アドバイザー帯同の基準、引率者についてですが、当初出されたものは、県外グレードの高い山への登山のみ派遣ということになっていました。これを我々が要望して、県内外問わずすべての登山について登山アドバイザーの帯同を試行してくださいというふうに県教委さんをお願いし、実施していただきました。その結果を受け、前回のあり方検討会では、基本的には登山アドバイザー帯同というのは受け入れていただき、ただ、低山で著しい危険がない登山ルートについては、帯同を不要としたいというふうな意見をいただきました。それをこちらの方で、議論をさせていただき、私の方から、山域のルートと危険箇所を図示し、ルート以外に行かないなどルールベースの制度設計ができていればよいのではないかと意見させていただきました。ただ、この4日に、この意見を聞いてか聞かずわかりませんが、著しい危険がないとされた県内外16ヶ所の山については登山アドバイザーの帯同不要ということで登山計画審査会に諮られて決定されました。これについては、制度設計がないまま決定されたということで、この検討委員会での発言、意見を無視され、決定されたというふうに認識しています。この検討委員会の存在意義が問われる事態かと私は認識しています。そのときに言った意見というのをこちらに書かせています。登山アドバイザーがないということは、知識などを持った方がいないという前提に立たなければいけなくて、知識ベースの対策は難しくなる。なので、ルールベースの対策を作ってくださいと意見させていただきました。そういったものができれば帯同不要であろうと言いましたが、ルールも16ヶ所の山の選定の根拠も何も示されることがなく、そのまま決定されました。その後、考えを改めていただいたのか、現状ではすべての登山活動に登山アドバイザーが帯同するという対応を取っていただいているんですが、これも根拠なく決められたものになっていますので、いつまた基準を戻されるか、そういったことをずっと見ていかなければいけない。そのように感じています。

同じく登山計画の審査につきましても、事故前はこのような基準になっていました。事後に出された対策では、反省に基づき高体連主催のものについても審査しますよとなりましたが、標高1,500メートルという基準は変えられることはありませんでした。これについても、我々に遺族の方から意見させていただき、標高1,500メートル以上の根拠は何ですかと問いましたが、これについては県教委さんからいまだに根拠はいただいております。たとえば1,500メートル以下では、事故が少ないなどの根拠となるデータがあればまだ納得性はあるんですが、そういったものを示されることがなく、こ

の基準が出されました。那須雪崩事故は1,500メートル以下で発生しているにも関わらず、根拠もなく決められたという事実があります。かつ、1,500メートル以下は審査しないという基準でしたので、申請の2割以下しか計画審査の対象とはならないという事態もあり、このままでは計画審査が形骸化してしまうだろうということを指摘させていただきました。そういったことを踏まえ、県教委さんと一度お話をさせていただきました。その中で、こういった議論があったということに記載しています。県教委からは、全部審査することは馬鹿げている、効率が悪いと連呼されて議論にはなりませんでした。こちらから言わせていただいたのは、基本専門家の方に登山計画に目を通していただきたい、目を通さないのであれば先ほど言ったような登山ルートだとか危険箇所を図示するようなものを山城ごとに作り、ルール化できたところは審査しなくてもいいと、そういったことをしてくださいと言いましたが、そういった話をしたりしても、危険箇所の図示などの対応は必要ない、たとえば古賀志山のような山を登山計画審査会で審査するのは馬鹿げているといったようなことを言われ、全く議論になりませんでした。標高1,500メートルという基準を使われ続けたんですが、その後考えを改めていただいたのか、全件審査するというふうになっています。これについても何も根拠なく全件審査すると言ったので、いつまた戻されるか、そういったことを見ていかなければいけないと思っています。

私たちから提案したのはこのようなものを作ってくださいというものです。NPO法人古賀志山を守ろう会のホームページから持ってきたのでここに載せていいか分かりませんが、たとえば古賀志山の山城であれば、通常の登山ルートが青色で示されていて、細かいルートは赤色で示されている。危険箇所も細かくて見えづらいですが、バツェンが付いている。こういったものを作っていただき、たとえば、青色の登山ルート以外のルートは行かないこと、バツェンが付いている危険箇所に近づかないことという、そういったルールをしっかりと作っていただいて、この山城であれば計画審査は不要であると、登山アドバイザーの帯同も不要であると、そのようにしていただければ納得できると思うんですが、根拠のある基準やルールのない中で安易に審査対象を変更することはやめていただきたいと、そういうふうに思います。

同じく雪上活動について、県立高校では雪上活動を全面的に禁止するという方針を2018年9月に出されています。この決定自体に異論はありません。ただ、これを決定する過程でどのような議論があったかということが気になったので、登山計画審査会で決められたことですので、そのときの議事録を入手して確認したところ、安全に留意してやるべき、やって欲しい、テントを張るのも駄目なのか、学校教育としてやるべきなのかというような、やるのかやらないのかの押し問答と、あとは、現場の教員の方が、実際できませんと言われたので、結論としては、現場の教員は雪上訓練にナーバスになっており、現状で認めることはできないということになりました。こういった言い方はあきれられるような言い方でして、教員がナーバスでなくなると雪上活動を再開するような言い方に聞こえてしまいます。押し問答をしてこのような結論を出すのではなく、しっかりと議論していただきたいと思いました。

実際には山岳部の講習会がどのような形態で実施すべきか、登山専門部が実施するのか民間のものに参加するのか、講師は専門家が必要になるでしょうし、教員が講師をすることはないとそういったことをしっかりと明示し、議論していただく。そんなことを議論すべきだった。結論は同意できるころなんですが、ちゃんと議論して、物事を決定していただきたいとそのように感じました。

最後に、残雪・雪渓のある山への登山についても、夏場に残雪のある場所での活動を認めるものに基準が改訂されました。ただ、これも基準が曖昧で、夏山で、傾斜が緩やかで、滑落の恐れがない場合は許可すると、こういうことになっています。この基準が私には分かりづらいもので、しっかりと

写真なり図示なりで示していただきたい。基準を曖昧にして計画審査会の判断に委ねるということになっていますので、委員が代わると基準が明確にされていけませんので、安全性だとか基準が委員によって変わってしまうことがあります。

あと、一番恐れているところは、明らかな雪山であっても登山を実施し、あれは雪山ではなく残雪や雪渓だった、雪山登山はしていない、などと言い訳をする顧問教諭が出てしまうのではないか、そのようなことですのでしっかりと基準を決めてほしいと感じます。

遺族としての思いなのですが、このように曖昧な基準で認めてしまうとしたら、春山安全登山講習会とは一体何だったんだろうということを感じます。事故があった講習会ですが、開催要綱には、4月・5月に登山を実施する高校は必ず参加するよう、夏山であっても雪渓の通過を伴う場合は積極的に参加するようにとあります。うちの息子はこれを受けてだと思うんですが、行かなければいけないだ、そういつて出かけていきました。これはただの文句になるんですが、事故があった当日は本当は私たちは、家族旅行で泊まりで出かける予定でした。もう予約までしていましたが、3月26、27日で、泊まりで私たち夫婦は休みを取っておりました。その中でも、うちの息子は行かなきゃいけないって言って宿をキャンセルして出かけて行きました。なのに、この講習会を受講しなくても残雪のある山や雪渓の通過を伴う山でも登山を実施できるような、なくてもよいような講習会だったということであれば、そんなどうでもいい講習会に参加して、息子は命を落としたのか、そんなふう思ってしまう。言いたいのは、こんな思いもありますが、軽々しくこのような曖昧な基準で認めないでほしいと。やるなとはと言ってないですけど、しっかりとした基準を、素人でも分かるように明記していただいて、やるのであればそういうしていただきたいと願います。

子どもたちを山から遠ざけてしまっはいけないと、栃木県知事が事故後に繰り返し答えていることです。この言葉は、学校教育の場で無条件で登山を実施してもよいという免罪符ではないはずで。なので、これからも何が必要か考え続けて、安全登山のための根拠と基準、これが毎回曖昧になっていると感じています。それをしっかりと示して、安全対策を実施していただきたいと思います。以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

教えてほしいんですが、今の説明の中で、過去の経過の話と、過去の状況を踏まえてこうしてほしいという分け方をすると、最後のスライドが現在の問題点ということでもとまっいて、それより前は過去の経過の説明と理解しましたが、それでいいですか。

#### 【奥委員】

はい。それで構わないです。

#### 【委員長】

スライドの2枚目の基本的な考え方、これは私もそのとおりだと思います。

少年野球の投げすぎが危ないというので、投球制限を決めます。そうすると現場からは何球投げれば怪我するのですかと、何球以内だったら絶対怪我しないのですかと、こういう反発があるんですよ。車の運転でも、制限速度が決まっいてそれより低い速度だったら絶対事故が起きないかというところではない。1キロでもオーバーしたら事故が起きるとはそんなことはない。あくまでも蓋然性の問

題で、基準を明確にしなければいけないところは線を引くと、この考え方を整理しないと、「絶対安全ですか」、「絶対危ないですか」みたいな話をすると迷路に陥りますので、そこはよく整理しながら具体的な基準を作っていくということをぜひお願いしたいと思います。

では、事務局からの提案と、毛塚委員と奥委員の提案がありましたので、一括して、今後の方向性としてこんな議論をしていった方がよいのではないかとことがあれば意見交換をしたいと思います。ここでその中身を決めるという話ではありませんので、具体的な中身はこの議論を踏まえて次回以降に提案されるということですよ。

**【スポーツ進行課長】**

はい。

**【委員長】**

今日はあくまでも資料の3のスライドの10枚目、3行を確認していただくというところですので、意見のある方、挙手をお願いしますでしょうか。

**【毛塚委員】**

遺族の毛塚です。

方向性についての言葉については何だと言うことはないんですけども、2⑤の部活動改革を巡る動きの本方針の策定の趣旨のところ、黒のゴシックで、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で運動部活動を適切に実施するとかですね、5(2)の学校と地域が協同・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるとなっているんですけど、これはもう既に、ここに言っている多様なニーズを踏まえた安全に実施できる環境の整備を目指すということの具体的な方向性が出てるといふふうに私は感じました。

要するに、県の出している部活動改革の方向の方が、ここで言う方向性よりもはるかに具体的だと感じました。それなのに総括的な方向性を出すこと自体がどういう意味があるのかというのが分からないんですね。これは逆なんじゃないかなと、もうちょっと具体的なものを県が出さないと、この内容に反対する人はいないんじゃないかと。意見というか感想ですが。

**【委員長】**

もう少し意見出してもらいましょうか。

競技団体側は何か意見ありませんか。あんまりない。

戸田委員なにかございますか。

**【戸田委員】**

はい。

冒頭です、検証に関わった立場から、事務局それから高体連とか顧問の方々、遺族の方々、みなさま高校の登山の安全のために真剣に取り組を進められていて、十分でないという指摘は御遺族の方からありますが、それはそれでそのとおりだと思いますが、真摯にご努力いただいているということで、この検討会なども開催していただいていることについては敬意を表したいと思います。

その中で、毛塚さんから本県高校生登山のあり方の方向性が抽象的ではないかというお話がありま

したが、私もそういう印象を受けました。それはなぜかという、タイトルが本県高校生登山のあり方の方向性となっていますけども、これはどうも高校生登山の検討の方向性みたいな内容なんです。高校生が安全に登山を行うシステムなりを環境と呼んでいるんだと思いますけども、環境とは非常に分かりにくくて、自然環境だったり生活環境だったりいろんな環境があるので、あまりにも漠然としているのではないかと思うので、ここはもう少し具体的に、高校生の多様なニーズへの対応の方法について方向性を示すような表現でどうかと思ったところでした。

部活の検討は継続的にいろんなところで行われておりまして、現場の先生方は困っていると、不安だというような声もいただきます。教育委員会には、本当にこれが絵に描いた餅にならないように、地域スポーツに移行できるような、ヒト・モノ・カネを確保できるんだろかということが心配でして、それを踏まえて、短期的にできることはいったい何か、中期的にやるべきことは何かと、最終的に地域にどう移行させるかということを検討した上で、登山をどうするかということが見えてくるのかなと思います。

11ページの取組のイメージのところは分かりやすく整理されているんですが、登山アドバイザーの帯同は現在やっていますよと、それを例①の部活動指導員の活用などと併用していくというのは今の時点では現実的にできそうだと見ていました。それから、例②の複数校での合同部活動登山などというのも、現実的にできそうだと、こういうことを踏まえながら、例③から例⑥までは、すぐに移行するのは難しいと思いますので、モデル事業などを実施しながら、栃木県の高校生登山のあり方の方向を見定めていくということになればよいのかなと感じました。

#### 【委員長】

ありがとうございました。  
日野委員何かございますかね。

#### 【日野委員】

はい。

前もって送っていただきました資料を見て、たとえば9ページなんですが、登山経験を有している教員が少ないとなっていて、山岳部も廃部になったりして少なくなっている。登山って何なのかということを考えます。山岳部の登山活動は、1,500から2,000メートルを超える山登りが主で、それ以外は登山ではなく、山岳部のすることではないという意識なのだろうか。

私の住んでいる八王子には標高599メートルの高尾山がありますが、気楽にハイキング感覚で皆さん来られますが、ここには山岳救助隊があります。それは、登山コースによっては厳しいコースもあり死亡事故も発生しているからです。

1,500メートル以下との話がありましたが、1,000メートル以下でも、丘ではなく山ですから、高山と変わらぬ危険はあります。

廃部の学校は顧問がいないというところもありますが、実際の登山では、登山アドバイザーの帯同が必要ですが、登山未経験の経験の教員が顧問に就任しても登山前の指導は、登山アドバイザーからのアドバイスなどで、登山とは何なのか等の教授はできると思われれます。顧問がいないからとか、登山は危険が高いから廃部するでは、自然の中で価値ある経験まで取り払うことになり、将来栃木県内の低山でのハイキングと言う名の登山の危険性も学べないことになると思います。

そこで、学校のサークル活動も外部指導者にとの国の方針もありますから、県が、登山アドバイザ

一とタイアップするなど、1,000メートル以下の低山登山で、大自然の危険と安全の確保行動や、自然の醍醐味などを体験できることを生徒たちに理解させていただければ、登山イコール危険・顧問がない等で廃部になることは少なくなると思います。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

他には意見どうでしょうか。よろしいですか。

では、資料3の10ページの3行は、出発点ということで確認させていただいて、中身については確定するまでに何回か確認する機会を持っていただくとしますので、そういう機会を活用しながら、今日の意見も踏まえてやっていただければと思います。

ちなみに個別の審査もいいのですが、モデルルートみたいな形を作って、この山だったらこういうアプローチでというのを作っておけば、それを採用すればいいんじゃないかという気もしますので、いろいろ工夫しながらやってみてください。

それでは議事の3はこれでよろしいでしょうか。

続いて議題の4的那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組に基づく各種事業等の実施状況について、それから5的那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組に基づく各種事業等の再編等について、この2つについて事務局から説明をお願いします。

#### 【学校安全課長】

はい。学校安全課でございます。

関連しますので、資料4と5をまとめて説明させていただきます。

那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組については、平成29年度に、事故を踏まえて34項目としてまとめさせていただいたものでございますが、令和3年度の実績でございます。すべての項目の実績については参考資料の資料9として付けておりますので、ご参照ください。主なものについてご説明させていただきます。

まずは、No.14の登山計画審査会の機能強化につきましては、今日もお話がありましたとおり、現在のところ全件の登山計画について審査をさせていただいております。次のNo.18の登山部新任顧問等研修会につきましては、令和3年5月に11名参加いただいたところです。下から三番目、No.21の上級登山指導者リスクマネジメント研修会への派遣ということでございますけれども、令和3年9月に1名の教諭を兵庫県神戸登山研修所へ派遣してございます。No.22、高等学校等登山指導者夏山研修会についても国立登山研修所へ1名派遣したところでございます。このような形でですね、この取組を実施させていただきました。

この取組なんですが、資料5に移っていただきたいんですが、1の趣旨に記載のとおり策定から4年以上が経過し、中身についても組織の改定に関する事など既に済んでいることがあったりですか、現在の構成につきまして区分が学校教育全般に関わるものと登山活動に関わるものに分かれています。これまでも内容についてどのぐらい効果があるのか分かりづらいというようなご意見があったということもございますので、内容について見直しというか再編をしたいと考えております。基本的な考え方については下の3番にございますように、検証委員会の提言等は引き継ぐことといたしまして大項目は変更しないということと、事故の発生要因別に対応する取組を分類するなど、効果が不明確とのご意見に対しまして位置付けを明確にしたいということと、再編後の取組は次のあり方検討



委員会に事務局案を提示させていただいて、ご意見をいただきたいと考えております。説明は以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

議論の対象は、資料5の3の「2 現在の構成」を考え直しますということと、考え直す上で大項目は動かさないけれども、中項目小項目は考えますということですね。もう一つは、「3 再編にあたっての基本的な考え方(案)」の中の「再編後の取組は、第4回あり方検討委員会に事務局案を提示し、意見をいただいた上で決定する。」だけが議事項目ということでしょうか。

**【学校安全課長】**

はい。

**【委員長】**

議事というよりは報告の内容に思えますけれども、質問・意見ございますでしょうか。

では、この方向で見直すということでしょうか。ありがとうございます。

続きまして資料6、登山部の上位大会への参加について事務局より説明をお願いします。

**【スポーツ振興課】**

はい。スポーツ振興課です。資料の6をご覧ください。

今までは県内で予選大会を実施しまして、成績の上位の学校を関東大会やインターハイの出場校として決定しておりましたが、現在は県内大会は実施していない状況でありますことから、上位大会参加につきましては、高体連登山専門部で推薦委員会を行いまして、書類選考により審査することとしております。上位大会への参加校を決定する際の、登山専門部・教育委員会・外部有識者の関わりを整理する資料でございます。

上位大会の概要でございますが、(1)のインターハイにつきましては、主催・主管はご覧のような団体であります。審査基準は、括弧内が点数でございまして、100点満点で審査が行われております。体力の配点は高くなっておりますが、これはスピードを競うものではなくて、パーティーのペースを保つ力等に主眼を置いて審査をしているということでございます。また、大会ではコースのポイントごとに多数の役員が配置されておまして、緊急時や救護において速やかに対応できる体制が整っているということでございます。開催状況につきましてはご覧のとおりです。

(2)の関東高等学校登山大会につきましても、主催・主管は関東のレベルになりまして、審査基準等はインターハイとおおむね同様になります。

次に裏面をご覧ください。上位大会参加にあたって確認するポイントといたしまして、安全対策が適切に行われている大会であること、上位大会参加にふさわしい体力・技術が選手に身につけていること、外部有識者を含めた複眼的な審査体制を確保することを挙げております。

対応案としまして、4でございますが、高体連登山専門部と県教育委員会、外部有識者が関わりまして、大会の安全性や選手の体力・技術が身につけていることを確認した上で、参加校を決定して参りたいと考えております。

下の参加校決定の基準にありますとおり、まず登山計画審査会で、上位大会の実施要綱等により、

その大会の安全性の確認を行います。確認ができましたら、次に大会希望校がエントリーをいたしまして、そのエントリーした後に、登山専門部推薦委員会におきまして、エントリーシートとチェックリストによりまして、上位大会の参加校にふさわしい活動実績があるか、或いは技術や力量などを審査いたします。その後、県教育委員会がその選考委員会の資料等を確認の上、登山専門部が上位大会へ参加させる学校を決定するという流れでございます。参考資料としてエントリーシートと上位大会参加校選考チェックリスト、上位大会推薦校の決定方法を添付してございます。

書類審査であっても、上位大会に安全に参加させるための手続きを行って参りたいと考えておりますので、ご承認いただければと考えております。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

確認をしてほしいという事務局の提案は、資料6の対応案の手順で推薦をしていくということですね。

**【スポーツ振興課長】**

はい。

**【委員長】**

県内でいうと、大会をやっていたのは令和元年までですか。

**【スポーツ振興課長】**

はい。そうでございます。

**【委員長】**

令和2年と令和3年は、上位大会自体が中止になっているのもあるけども、参加していないということなんですね。

**【スポーツ振興課】**

はい。

**【委員長】**

大会から推薦方式に切り替えるというのは、高体連では決めたいけれども、細かな議論はしていなかったから、今回の議題にしたいと、こういう流れでいいですか。

**【スポーツ振興課】**

はい。

教育委員会も関わった上で、安全面を保障した上で、上位大会に参加させたいというところです。

**【委員長】**

質問や意見はございますでしょうか。

提案どおりでよろしいですか。

ではこの方向で、高体連だけでなく教育委員会もしっかり関与して、OKを出すと。

それでは提案どおりとして次に進めたいと思います。

その他の登山専門部編纂の組織としての反省と今後のあり方について、お願いします。

**【毛塚委員】**

その前にすいません。

戻るようで大変申し訳ないんですけども、資料3のリスクの排除の視点と提言というところで、左側にリスク排除の視点があって、これは前回までの議論に基づいて挙げられているんだと思うんですけども、それは資料1-1のリスク排除のための考え方、これを受けて記載されていると理解したんですが、先ほど奥委員が基準の明確化というのを述べました。資料1-1の以前の議論のところにリスクマネジメントの講習をきちんとやらなければいけないと、やったらどうですかという提案がありました。それから、山に行く前にやるべきことを整理することが大事だと言われているんですが、これってというのは、リスク排除のための視点に入るべきだと思うんです。このリスク排除の視点ってというのは、今日提案があった委員の意見だとか、その前段階でのリスクマネジメントだとか、山に行く前にやるべきことをやるというのは、リスク排除の重要な視点だと私は理解しているので、このリスク排除の視点というのはもう一度整理していただかないと、リスク排除の視点はもう少し広く捉えていただいた方がいいというのが私の考えです。

**【委員長】**

はい。では、今後の取組をどうしていくかというところにその意見を斟酌してほしいと、そういう意味でよろしいですか。

**【毛塚委員】**

是非入れていただきたいと思います。

**【委員長】**

その意見も踏まえて、具体的な提案を次回していただくと、そのようにお願いします。

**【スポーツ振興課】**

はい。

#### 4 その他

**【委員長】**

では、高体連から。これは報告になりますかね。

よろしくをお願いします。

**【栃木県高等学校体育連盟】**

失礼いたします。

今年度から、前荒井部長から引き継ぎまして、高体連登山専門部の部長を仰せつかっております栃

木女子高等学校の校長の新井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆さんのところに別冊ということで、高体連登山専門部の組織としての反省と今後の在り方と、こういうホチキス止めのものがあるかと思ひます。こちらをご覧いただければと思ひます。

これは昨年度、7月に公表いたしましたものでありまして、御遺族の方々には、昨年度、前荒井部長の方からご説明を差し上げているところでありまして、繰り返しになってしまいますけれども、その他の委員の方々にはご報告しておりませんでしたので、この場を借りて簡単にご報告をさせていただきますと思ひます。

登山専門部を引き継ぐ者といたしまして、この事故発生を防げなかった。この事実を重く受けとめまして、真摯な反省に基づきまして、後世に語り継いでいくということが使命であると考えております。

本書の構成でありますけれども、2ページからですね、1つ目として、那須雪崩事故後の4年間に行つて参りました登山専門部としての取組、そして8ページからになりますけれども登山専門部を取り巻く環境の変化、そして3つ目として12ページから今後の登山専門部の在り方ということでまとめているところがございます。

これまでの取組の一つとしましては、先ほども議事の中にありましたけれども、大会運営の見直しなどを検討して参りました。

今後ともですね、部活動のあり方に係る国そして県の動向を注視しながら、登山専門部としての在り方を検討して参りたいと思っております。

大変簡単で恐縮ですが、報告は以上であります。よろしくお願ひいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

確か前回のこの会議で、事故の原因を分析して再発防止策を考える、この手順を踏まなければいけないと、そういった話があったことに対する回答になるものがこれだということによろしいですか。

**【栃木県高等学校体育連盟】**

はい。

**【委員長】**

はい。報告ですから質問や意見があればということになりますが、委員のみなさんどうでしょうか。日野委員何かございますか。

**【日野委員】**

今初めて見たものですから、大変申し訳ありませんがもう少し拝読させていただいて意見があれば次回ということによろしいでしょうか。

**【委員長】**

私も今日この場で見させていただいたものですから、意見があれば随時受け付けるという形で。

**【毛塚委員】**

すいません。

**【委員長】**

毛塚委員、どうぞ。

**【毛塚委員】**

経緯だけ説明させていただきます。

遺族にもこの報告書といいますか、この内容の説明がありまして、遺族はそのときにいくつか質問とかお願いをしたんですけども、その中で一番重要なのは、これは那須雪崩事故の原因や背景というのを十分分析して書いたものではないですよ。組織の在り方だけを書いたものですよ。

ですから、那須雪崩事故をきちんと反省したものを作成してくださいと、遺族の説明会のときにお願いをして、そういったことを今後検討していきますというのが登山専門部の回答だったと思いますので、それをこの場でお知らせしておかないとそういう方向にならないかなと思ったので、お知らせをさせていただきました。

**【委員長】**

ありがとうございます。

これは去年作られたもので、これで全部ということにはおそらくならないと思いますが、今の意見があったということで。

**【奥委員】**

すいません。一点だけ。

これ、発表していただいた当初、登山専門部のホームページに載っていたと思うんですが、今探してみたところなかったと思います。もしかしたら奥の方にあるのかもしれないですけど、分かる場所に公開していただいて。公開し続けることが重要だと思いますので、そのようにお願いしたいんですが、いかがですか。

**【栃木県高等学校体育連盟】**

はい。発表した当時専門部のホームページに掲載させていただいたと思うんですけども、今年度に入って、高体連のホームページがリニューアルしまして、そこからちょっとなくなってしまったものですから、早急にこちらは上げたいと思っております。申し訳ありません。

**【奥委員】**

よろしくをお願いします。

**【委員長】**

あと、NF（国内中央競技団体）の方でも、これを基に検討して、意見があればきいていただいて、何かあれば照会していただければと思いますので、その辺も含めて検討してください。

では、これについては、そういう意見があったということで締め括らせていただきます。

議事はこれで終了になりますので、事務局にお返しします。

## 5 閉 会

### 【司会】

望月委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

我々教育委員会としましては、那須雪崩事故以降、二度とこのような事故を繰り返すことなく、児童生徒の命を守るため、本日のご指摘・ご意見等を踏まえ、さらに前進できるよう取り組んで参りたいと思っております。

また、本県の高校生の登山のあり方と具体的な安全策等の検討につきましては、まだまだ道半ばかと思っておりますので、次回検討委員会におきましても皆様に引き続きご議論賜りますようお願いいたします。

具体的な開催時期、日程等につきましては、後日改めて事務局よりご案内差し上げたいと思っておりますので、何卒ご協力賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。